

豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

本要領は、豊明市が実施する豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務

(2) 目的

市役所窓口における証明発行手数料等の支払手段として、キャッシュレス決済を導入することにより、市民の利便性向上、窓口サービスの向上、事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約の締結の日から令和8年3月31日まで

キャッシュレス決済利用開始日は、令和7年10月1日とする。ただし、利用開始日に加盟店審査が間に合わないものについては、加盟店審査が終了次第利用開始とする。

(4) 内容

別紙「豊明市窓口キャッシュレス決済端末導入業務仕様書」のとおり

(5) 提案上限額

582,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、決済手数料は含まない。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式

(7) 業務担当

豊明市役所 行政経営部 情報システム課

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

電話 0562-92-1395 FAX 0562-92-1141

e-mail joho@city.toyoake.lg.jp

担当者 成戸、西村

2. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、参加資格確認後に資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格（および交渉権）を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 参加申込書提出日において、国または地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

- (4) 本プロポーザル実施公表の日から契約締結までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 過去2年以内に国又は地方公共団体において窓口キャッシュレス決済端末導入の運用実績を有すること。なお、提出者とサービス提供事業者が異なる場合においては、両者ともそれぞれ実績を有すること。
- (6) 法人税、消費税及び地方税等を滞納していないこと。

3. スケジュール

質問書 提出期限	令和7年6月25日（水）午後5時
質問書回答	令和7年6月27日（金）
参加申込書・企画提案書等 提出期限	令和7年7月 4日（金）午後5時
書面審査	令和7年7月11日（金）
選定結果通知	令和7年7月16日（水）予定
契約締結	令和7年7月下旬を予定
キャッシュレス決済利用開始日	令和7年10月1日

4. 質問書の提出及び回答

本件に関して質問がある場合は、以下の通り提出すること。

- (1) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時まで

- (2) 提出方法

【様式3】「質問書」に必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先

豊明市役所 行政経営部 情報システム課

メールアドレス：joho@city.toyoake.lg.jp

- (4) 回答方法

令和7年6月27日（金）までに豊明市公式ホームページ（情報システム課ページ内）に掲載する。また回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

5. 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】

必要事項を記入し、代表者印等を押印すること。

イ 会社概要書【様式2】

ウ 交付3か月以内の登記事項証明書【写し可】

エ 企画提案書【任意様式】

- ・企画提案書に記載の内容については、全て本プロポーザルにおいて提出した見積書の範囲内で行うことを前提とすること。
- ・原則A4サイズで、印刷は両面印刷とし、20ページ以内で作成すること。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
- ・キャッシュレス決済端末に備わっている機能、運用支援の体制等について記載すること。

オ 見積書【任意様式】

- ・提案上限額は、初期導入費用及び月額利用料6か月分の費用額とする。詳細は下記表のとおり。ただし、契約を更新した場合における令和8年4月から令和9年3月までの月額利用料についても参考価格として記載すること。
- ・決済手数料は含まないものとする。

品名	数量	単位	月
初期導入費用			
キャッシュレス決済端末	5	台	—
初期設定費用	5	台	—
充電器	5	台	—
月額利用料			
月額利用料（クレジット）	5	台	6
月額利用料（コード決済）	5	台	6
月額利用料（電子マネー）	5	台	6
仕様を満たすために必要なアプリ使用料	5	台	6
保守料	5	台	6

(3) 提出部数

ア 参加申込書【様式1】	1 部
イ 会社概要書【様式2】	1 部
ウ 交付3か月以内の登記事項証明書【写し可】	1 部
エ 企画提案書【任意様式】	正本1部、副本4部
オ 見積書【任意様式】	正本1部、副本4部

(4) 提出方法

豊明市役所行政経営部情報システム課に持参又は郵送等により提出すること。郵送の場合は、書留によるもので、かつ、提出期限内必着とする。持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出先まで持参すること。

(5) 企画提案書の取り扱い

- ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- イ 提出後において、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。
- オ 提出された企画提案書は、豊明市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。

6. 審査

(1) 審査方法

本プロポーザルでは、審査委員会を設置し、審査委員会において提出された提案書等の資料の審査を行い、審査委員の合計得点の最も高い提案者を優先契約候補者として選定する。また、参加者が1者のみの場合、審査結果において基準点を満たす場合に、当該提案者を優先契約候補者として選定する。

(2) 実施日

令和7年7月11日（金）

(3) 審査項目

別紙「評価基準」のとおり

7. 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に結果を書面で通知し、豊明市ホームページにも公開する。なお、評価結果の詳細は公開しない。

8. 契約に関する基本事項

審査により選定された優先交渉権者と豊明市は仕様調整の協議の上、随意契約を行うも

のとする。なお、協議が整わない場合、契約締結までに優先交渉権者が失格となった場合またはその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点者と協議を行うものとする。

9. その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プロポーザル等に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて企画提案者が負う。
- (6) 審査結果通知後の辞退は認められない。